

前橋市監査委員公表第12号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年12月14日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

# 水道局工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年11月30日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：下水道整備課】</p> <p><b>1 高所からの墜落防止措置等について（指摘事項）</b></p> <p>永明・城南地区 公共下水道工事（国管汚水第2号）、富士見地区 公共下水道工事（国管汚水第18号）において、下水道管を敷設するため地盤を掘削し、現況地盤から掘削地盤まで、はしごを設置したものであるが、はしごが固定されておらず、また、上端も作業床から60cm以上突出していなかった。</p> <p>「労働安全衛生規則第556条第1項第4号及び第5号」では、はしごの転位防止のための措置を講ずること、はしごの上端を床から60cm以上突出させることと規定されていることから、受注者に対する安全管理の指導徹底を図るよう改善されたい。</p> <p><b>2 舗装版切断に伴い発生する汚泥の処理について（要望事項）</b></p> <p>本庁管内 下水道改築工事（国改第8号）において、歩車道舗装版の切断に伴い発生する汚泥の吸引後の処理について、汚泥処理の方法が不明確であった。</p> <p>舗装版切断に伴い発生する排水等廃棄物の取り扱いについては、「群馬県県土整備部建設企画課長通知」により産業廃棄物として適正に処理することとされていることから、汚泥の収集運搬処理の状況が明確となる写真管理を行うなど、廃棄物を適正に処理したことが確認できるよう検討されたい。</p>	<p>はしごの固定及び突出長については、受注者に対し、再三注意、指導を行っているところであるが、今後も受注者への安全管理に対する指導を徹底するとともに、発注者として現地での措置確認を励行することとした。</p> <p>舗装版切断に伴い発生する汚泥の処理については、受注者に対し、汚泥の収集運搬処理の状況が明確となる記録写真の撮影及び適切な写真管理を行うよう指導を徹底するとともに、発注者として発生した汚泥を適正に処理したことを確認することとした。</p>